

令和7年度 島根県立益田高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、仲間と協力し、楽しむことも味わわせる。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

【文化系】(11部)

自然科学部、美術部、写真部、書道部、囲碁部、将棋部、
かるた部、合唱部、吹奏楽部、ESS部、茶道部
(研究活動部、探究活動部)

【体育系】(9部)

野球部、陸上競技部、剣道部、弓道部、バスケットボール部、
バレーボール部、サッカー部、テニス部、ソフトテニス部

(2) 活動時間・休養日等

①活動時間 学期中 平 日：2時間30分程度

週 休 日 等：4時間程度

長期休業中：4時間程度

②休養日 週当たり1日以上とする。

③その他 長期休業中にはある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

特別な事情の場合については時間延長を認める。

※大会前の練習、合宿や遠征、練習試合等を実施する場合はこの限りではない。ただし、生徒および保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。

(3) 大会参加について

①高体連・高文連主催、共催、後援の大会

②その他の大会については校長が許可したもの

3.部活動運営について

(1) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、及び参加予定大会、遠征及び合宿の予定日程等）及び毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 「学校の部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(4) 安全管理と事故防止

①生徒の健康管理の把握を行う。

②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。

③危機管理体制の徹底を行う。

(5) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。

4.その他

(1) 終了時間と下校時間

①18時30分活動終了、18時50分完全下校とする。

②活動時間の延長は保護者に承諾を得ること。

(2) 定期試験発表後の部活動

①定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

②活動する必要がある場合は以下のとおりとする。

(ア)「試験終了後、翌週末までに大会がある場合」又は「試験発表後から試験前日までに大会がある場合」

(イ)「試験当日に大会がある場合」又は「その他特別な場合」

○活動は1時間以内とする。

○活動は試験発表の日から試験前日までの登校日とする。